

報道機関各位

建設業者等に対する指名停止措置について

下記のとおり、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている当該業者に対し、指名停止を行うことを決定し通知しましたので、お知らせします。

記

1 事実概要

高橋土建株式会社の代表者は、山形県住宅供給公社発注の山形北インター産業団地造成工事に伴う建設残土の運搬工事において、同公社職員から価格情報を聞き出し、入札の公正を害したとして、令和6年9月26日公契約関係競売入札妨害の疑いで山形県警に逮捕された。

このことは、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱別表指名停止基準第15号（競売入札妨害又は談合）に該当すると認められるので、当該業者に対し、下記により指名停止の措置を行う。

2 指名停止業者

名 称	住 所	業者番号
高橋土建株式会社	山形県山形市大字中野308番地	06100714

3 指名停止の期間 令和6年10月4日～令和7年10月3日（12か月）

<参考>

山形県競争入札参加資格者指名停止要綱
別表 指名停止基準第15号（競売入札妨害又は談合）

指名停止事由

15

県又は県内の他の公共機関と締結した調達契約に関し、役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(問合せ先) 建設企画課 課長補佐 庄司
電話 023-630-2630
報道監 県土整備部次長 森谷